

## 利用者保護を図るための措置に関する情報提供

### 1. 資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられています。

### 2. 資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

### 3. 発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当社は、利用者資金の保全の方法として、法務局に金銭による供託を行なっています。

### 4. 不正利用に関する利用者保護の方針

EVERY .LIVE 利用規約第 15 条をご覧ください。

### 5. 不正利用に関する相談窓口

<https://everylive.jp/livercontact/>

### 6. 不正取引の公表基準

当社は、不正取引が発生した場合、又はそのおそれがある場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大（二次被害）を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生回避をするために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに必要な情報を公表いたします。